

令和7年度学校いじめ防止基本方針

鹿嶋市立鹿島中学校

1 いじめ防止基本方針策定の目的

学校が子どもたちの健全育成を図り、いじめのない学校づくりの実現を目指すために、基本方針を策定するとともに組織を設置して具体的な対応を推進する。

2 いじめの防止のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する小・中学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜具体的ないじめの態様＞

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校ではすべての生徒がいじめを行わない、他の生徒に対してのいじめを認識しながらこれを放置することがないように、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という認識のもと、全生徒が「いじめのない、明るく、楽しい、夢を語れる学校生活やその他の活動」を送ることができるように、いじめ防止等のための対策を行う。

ア【生徒のいじめの禁止】

生徒は、いじめを行ってはならない。また、生徒は、いじめを見たら黙認したり、傍観者になったりしてはいけない。生徒は、自分がいじめを受けた場合若しくはいじめの疑いがあると認められる場合には、直ちに教職員に相談し、又は通報するように努めるものとする。

イ【教職員の責務】

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者、関係機関、外部機関との連携を図りながら、いじめの積極的な認知、未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに組織的に対処し、再発防止に努める。基本的には、下記の5つの姿勢で取り組む。

(いじめ防止のための5つの基本姿勢)

- | | |
|-----|--|
| その1 | いじめを許さない、見過ごさない学校づくりを推進する。 |
| その2 | 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。 |
| その3 | 生徒理解に努めるとともに、保護者との連携を図り、早期発見に努める。 |
| その4 | いじめの解消のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。 |
| その5 | 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。 |

◎ 茨城県いじめの根絶を目指す条例

合い言葉「いじめをしない、させない、許さない。」

○ 学校及び校長その他の教職員【第8条】

・組織的かつ迅速な対応

生徒支援部を中心とした、全教職員での共通理解・共通実践

週1回生徒支援部会議の実施

・いじめに類する行為の禁止、言動が与える影響を踏まえた教育活動

道徳科を中心とした全教育活動において実施

・関係者と連携、児童生徒が支援を求めやすい環境整備

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、いじめ解消サポーターの活用

・校長による、いじめのない学校経営

・定期的調査の実施、相談・通報しやすい学校の環境づくり【第15条】

- 毎月生活アンケートの実施と職員間の情報の共有
- 学期1回教育相談の実施各種相談窓口の周知
- ・いじめの事実の確認、設置者への報告【第16条】

生徒・保護者や地域住民からいじめ等の情報の相談窓口

- 参考) ◎24時間いじめ相談ダイヤル(文部科学省)
電話 0570-0-78310 (なやみ言おう)
- ◎子どもホットライン
電話 029-221-8181
FAX 029-302-2166
メール kodomo@edu.pref.ibaraki.jp
(365日 24時間)
- ◎いじめ・体罰解消サポートセンター(鹿行教育事務所)
電話 0291-33-6317
(月～金 9:00～17:00)
- ◎子ども向けの孤独・孤立対策に関するホームページ
<https://notalone-cas.go.jp/under18/>
- ◎いばらき子どもSNS相談
<https://pref-ibaraki.school-sign.jp/>
- ◎茨城県教育センター子どもの教育相談
電話 0296-71-3870
- ◎鹿嶋市立鹿島中学校生徒指導相談
電話 0299-82-1455
- ◎鹿嶋市立鹿島中学校相談窓口
鹿島中学校ホームページ
- ◎スクールサイン
アディッシュプラス株式会社

ウ【保護者として】

いじめの禁止、いじめの黙認、いじめの荷担がないよう「自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心」「規範意識」等について親子でも話合いの場を設ける。生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護する。生徒がいじめを行った場合には、これを直ちにやめさせるとともに、いじめを繰り返さないために必要な教育を行う。児童生徒に再び、いじめを発見したら、その場での指導の他、速やかに学校あるいは教育委員会等の関係機関に相談・通報する。

3 いじめ防止等(防止、早期発見、対処)のための取組

(1)未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、生徒に基礎・基本の定着を基にした「分かる・面白い」と実感できる授業を心掛け、共感的な人間関係の中で、安心して自己決定ができる授業づくりに努める。

ア いじめを許さない、見過ごさない学校づくりを推進する。

イ 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ウ 家庭との連携

(2)いじめの早期発見のための取組

いじめは、早期発見することが、早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

ア いじめ早期発見のための様々な手段

いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍生徒に対する定期的な調査を次の通り行う。

※生徒対象生活アンケート調査毎月1回

※保護者対象アンケート調査年2回(7月、11月)

※教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査(年2回6月、11月)

イ 全職員の対応等

早期発見のための手立て

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 日々の観察 | ～生徒がいるところには、教職員がいる～ |
| ② 観察の視点 | ～集団を見る視点が必要～ |
| ③ 教育相談 | ～気軽に相談できる雰囲気づくり～ |
| ④ 仲間づくりアンケート | ～実施時の配慮を考慮して～ |

ウ 地域の協力を得るためには

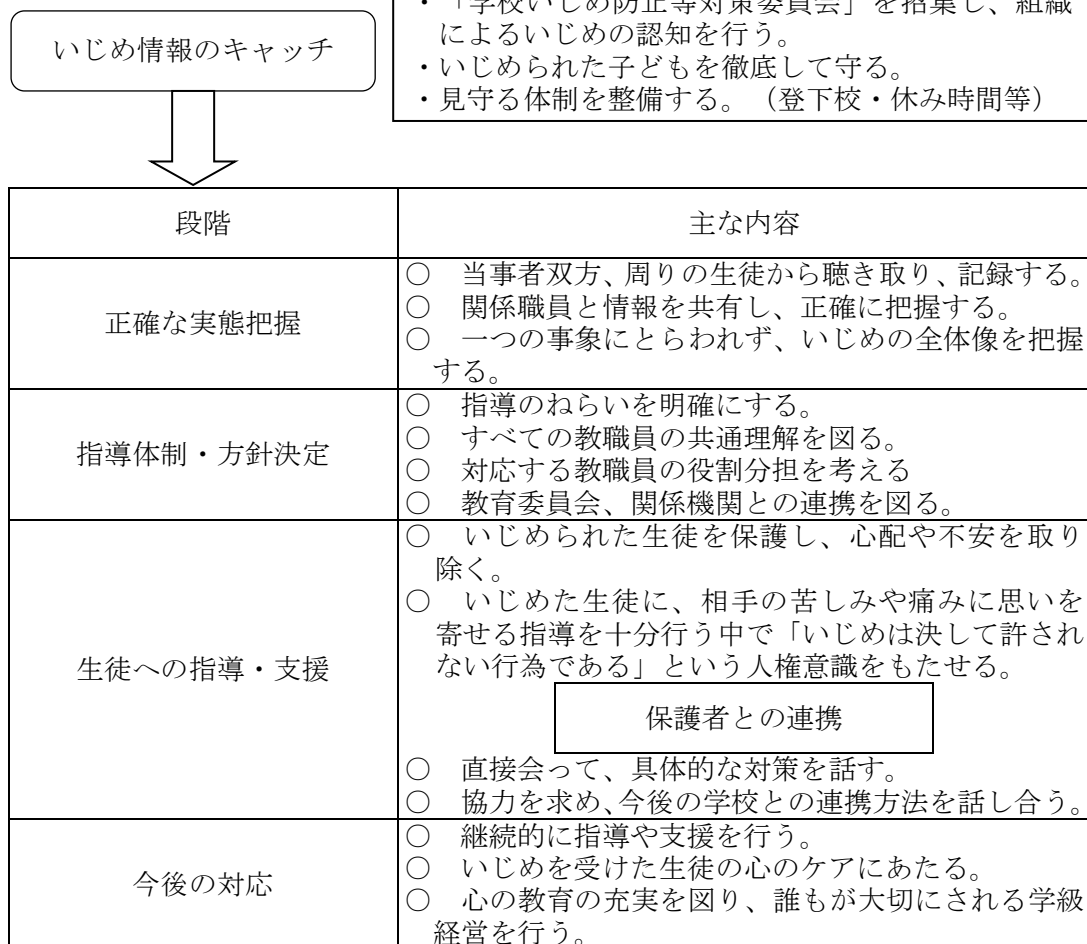
「学校いじめ防止等対策委員会」「学校運営協議会」を活用することにより、情報提供を依頼する。また、情報交換、協議できる場を設ける。

(3) 人権に関すること

- 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うこと。
- 外国人生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行うこと。
- 性同一障害や性的指向・性自認にかかる生徒に対するいじめを防止するため、性同一障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知すること。
- 東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むこと。

(4) いじめへの対処

ア いじめ対応の基本的な流れ



イ いじめ発見時の緊急対応

教職員がいじめを発見、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ等防止対策委員会に対し当該いじめにかかる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

ウ いじめが起きた場合の対応

	生徒に対して	保護者に対して
いじめ	○ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。 ○ 「最後まで守り抜くこと」「秘密	○ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。 ○ 学校の指導方針を伝え、今後の対応

れた子に対して	を守ること」を伝える。 ○ 必ず解決できるということを伝える。 ○ 自信をもたせる言葉をかける等の自尊感情を高めるように配慮する。	について協議する。 ○ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 ○ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かっていくことを伝える。 ○ 家庭で生徒の変化に注意していただき、どのような些細なことでも相談するように伝える。
いじめた子に対して	○ いじめた気持ちや状況等について十分に聴き、生徒の背景にも目を向け指導する。 ○ 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い対応を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。	○ 正確な事実関係を説明し、事実関係を理解していただく。また、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする気持ちを伝える。 ○ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。 ○ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
周りの子に対して	○ 当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍聴者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。 ○ 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級、学校全体に促す。 ○ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。 ○ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。 ○ いじめに対するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。	
継続した指導	○ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。 ○ 教育相談や普段の活動に積極的にのかかわり、その後の状況について把握に努める。 ○ いじめられた生徒のよさを見付け、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。 ○ いじめられた生徒、いじめた生徒双方に対して関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。 ○ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学校づくりへの取組を強化する。	

エ いじめの解消にかかる判断

① いじめにかかる行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。また、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察すること。

オ ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについての最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携に努める。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携

して対応していく。

① ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトや SNS の掲示板等へ書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行う。

② 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

○ 保護者会等で伝えたいこと

【未然防止の観点から】

- ・生徒たちのパソコンや携帯電話・スマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったトラブルが起こっているという認識をもつ。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識する。

○ 情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

【インターネットの特殊性を踏まえて】

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まる。
- ・匿名の書き込みをした人は、特定できる。
- ・違法情報や有害情報が含まれている。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、傷害等の別の犯罪につながる可能性もある。また、被害者を自殺に追い込むこともある。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できない。

③ 早期発見・早期対応のためには

○ 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・Web サイトや SNS の掲示板等への書き込みについて、具体的な対処方法を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ・学校、保護者だけでは解決困難な事例が多いので、警察等の専門機関と連携を図る。

○ 書き込みや画像の削除

被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談し、書き込みの削除を迅速に行う。

【指導のポイント】

- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではない。
- ・書き込みを行った個人は必ず特定できる。
- ・書き込みが悪質な場合は、警察に検挙される対象となり得る。

4 いじめ防止（防止、早期発見、対処）のための家庭や地域との連携した取組

(1) 保護者・地域に対して

- ア 生徒が発する変化に気付いた時は早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- イ いじめ問題に関する情報を発信する。（学校だより、HP、道徳の授業公開）
- ウ 学校運営協議会との連携・情報交換

5 いじめ防止等（防止、早期発見、対処）に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

ア「生徒支援部会議」

いじめ問題に対するアンケートを基に、週に1度行われている生徒支援部会議内で、いじめ問題の現状や指導についての話し合いをする。

イ「学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、月に1～2回の定期委員会を開催する他、必要に応じて委員会を開催する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、不登校児童生徒支援教員、学年主任、養護教諭、該当担任、特別支援教育コーディネーター、その他校長が必要と認める者（当該学級担任、副担任等）

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

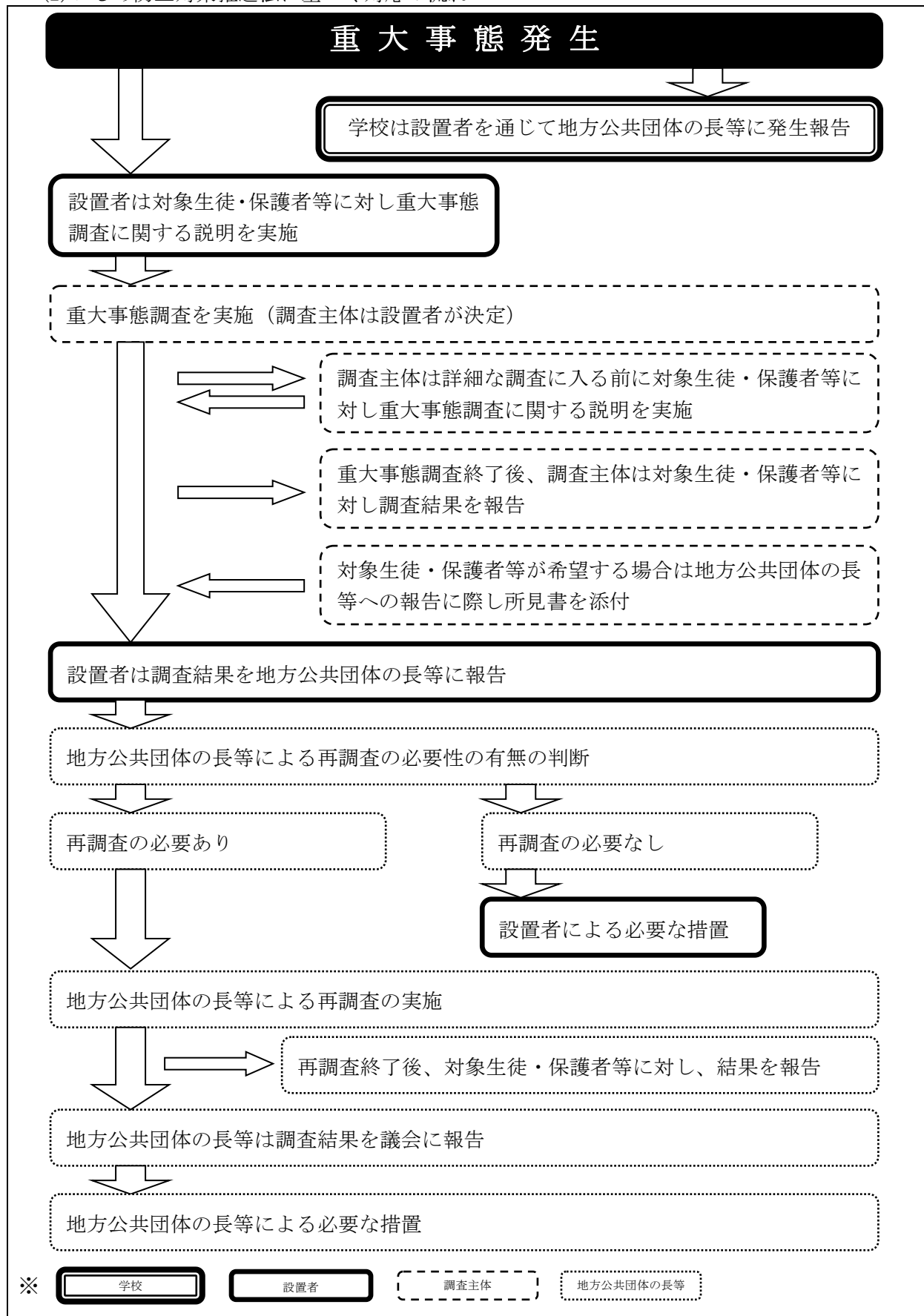
いじめ問題が発生した場合で保護者等との連携が必要な場合は、学校と保護者を含めた会議を開催する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(いじめ防止対策推進法第28条)

(2) いじめ防止対策推進法に基づく対応の流れ



(3) その他

- ア 学校いじめ防止基本方針はホームページで公開する。
 イ 学校いじめ防止基本方針は、毎年度、学校評価等を活用して見直す。
 ウ その他いじめの防止等に関する措置を講ずる。

7 いじめ対応等の年間計画

期	月	いじめ対策委員会	全職員での取組
前期	4月	○ いじめ未然防止への取組内容の検討 ○ 望ましい集団づくりのための取組内容の検討 ○ 生活アンケートを実施（毎月）	○ 関係機関担当者の把握 ○ いじめ対策にかかわる共通理解 ○ 保護者への説明（学校いじめ問題に対する方針・PTA総会）
	5月	○ 教育相談日程の作成 ○ 第1回学校運営協議会開催	
	6月		
	7月	○ 9月からのいじめ問題行動に対する学校方針の検討	○ 教育相談 ○ いじめ対策についての啓発（生徒会・生徒フォーラム） ○ ケータイ・スマホ安全教室（外務講師依頼） ○ 事例研修（教育相談・いじめ）
	8月	○ 第2回学校運営協議会開催	
	9月	○ 夏休み中の生徒の様子の把握	○ 夏休み中の生徒の様子についての情報交換
後期	10月	○ 教育相談日程の作成 ○ 第3回学校運営協議会開催	
	11月		○ 教育相談
	12月	○ 1月からのいじめ問題行動に対する学校方針の検討	
	1月	○ 防止策で効果があったと思われる点の考察	○ 冬休み中の生徒の様子についての情報交換
	2月	○ 防止策で不十分であったと思われる点の考察 ○ 第4回学校運営協議会開催	○ 1年間の反省と今後の課題
	3月	○ 学校いじめ防止基本方針の見直し	
		○ 実態把握…毎週金曜日3校時（生徒支援部会議） 毎週月曜日2校時（運営委員会） 毎月の職員会議	

いじめ問題対応の基本的な流れ



- 平成 25 年 9 月 28 日いじめ防止対策推進法施行
- 平成 25 年 10 月 11 日いじめの防止等のための基本的な方針を策定
- 平成 29 年 3 月 14 日いじめの防止等のための基本的な方針の改定
- 平成 29 年 3 月いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- 平成 30 年 7 月いじめ防止体制の追加対応図
- 令和 元 年 6 月「生徒のいじめの禁止」他
- 令和 2 年 4 月茨城県いじめの根絶を目指す条例施行
- 令和 5 年 4 月いじめ等の相談窓口を追加した。
いじめ問題対応の基本的な流れを追加した。
- 令和 6 年 4 月生徒支援と名称を変更
いじめ対応等の年間計画の見直し
- 令和 7 年 4 月「学校いじめ防止等対策委員会」の設置の見直し
- 令和 7 年 5 月いじめ防止対策推進法に基づく重大事態への対応の見直し